



第86期 定時株主総会招集ご通知

日 時 2026年3月27日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 2階国際会議場

※本株主総会におけるお土産の配布はございません。

 住友林業株式会社

証券コード：1911

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を2026年3月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、2022年度を初年度にSDGsの目標年でもある2030年を見据えた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」を掲げ、各事業の推進に取り組んでいます。

当期は、第88期（2027年12月期）を最終年度とする3年間の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」をスタートさせ、脱炭素に向けた国内外での取り組みや、M&A及び新規プロジェクトへの投資によるグローバル展開を進めるなど、当社グループのより一層の成長に向けた事業の推進に注力しました。その結果、売上高は2兆2,676億円、営業利益は1,687億円、経常利益は1,749億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,067億円となりました。

足元では景気の先行き不透明感が増しておりますが、引き続き、独自のバリューチェーンであるウッドサイクルを、「森林」、「木材」、「建築」、「エネルギー」の事業分野でグローバルに循環させ、次の飛躍に向けた改革を実行し、長期ビジョン「Mission TREEING 2030」達成への道筋を確かなものにしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

取締役社長 光吉 敏郎

証券コード 1911
2026年3月9日
(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目3番2号
住友林業株式会社
取締役社長 光吉 敏郎

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202512.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「住友林業」又は「1911」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁及び4頁のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日時	2026年3月27日（金曜日）午前10時
場所	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 2階国際会議場
会議の 目的事項	報告事項 1. 第86期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、 連結計算書類及び計算書類報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第86期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役10名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

・電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（以下「交付書面」といいます。）には記載しておりません。したがって、交付書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告 : 「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類 : 「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類 : 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

・電子提供措置事項について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトへの掲載によりお知らせいたします。

議決権の行使についてのご案内

当日、株主総会にご出席いただく場合



開催日時 2026年3月27日(金曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。

書面の郵送により事前に議決権を行使する場合



行使期限 2026年3月26日(木曜日)午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット等を通じて事前に議決権を行使する場合

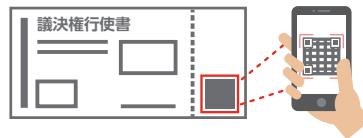
行使期限 2026年3月26日(木曜日)午後5時30分まで

以下の方法により議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。

詳細は次頁をご覧ください。



パソコン等による議決権行使

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使ウェブサイトURL (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力のうえ、賛否をご登録ください。

詳細は次頁をご覧ください。



議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合に限り、同社が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

「スマート行使」による議決権行使

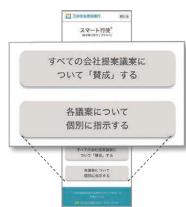
「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。



議決権再行使のお手続き方法について

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
 ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

パソコン等による議決権行使

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

※操作画面はイメージです。

(ご参考) 議案のポイント

第1号議案 剰余金処分の件

当期末の剰余金の配当につきましては、当社普通株式1株につき28円といたしたいと存じます。当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、中間配当金（1株につき75円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると25円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は、1株につき53円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、2030年を見据えた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の達成に向けて事業活動を推進しております。本議案は、その成長戦略を支える新たな資金調達の実現を確保するため、「社債型種類株式」の発行に向けた当社定款の変更をお諮りするものです。定款変更案の詳細につきましては、1頁に記載のとおり以下の当社ウェブサイトの「第86期定時株主総会招集ご通知」に掲載しております。

当社ウェブサイト <https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202512.html>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）の任期満了に伴い、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

候補者番号	候補者氏名		候補者番号	候補者氏名	
1	いち かわ あきら 市川 晃	再任	6	いぬい けん じ 乾 憲 司	新任
2	みつ よし とし ろう 光吉 敏 郎	再任	7	くり はら み つ え 栗原 美津枝	再任 社外 独立役員
3	かわ た たつ み 川田 辰 己	再任	8	とよ だ ゆう こ 豊田 祐子	再任 社外 独立役員
4	かわ むら あつし 川村 篤	再任	9	いわ もと とし お 岩本 敏男	再任 社外 独立役員
5	おお たに のぶ ゆき 大谷 信之	再任	10	すけ の けん じ 助野 健児	再任 社外 独立役員

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 羽田一成氏の辞任並びに監査役 鐵 義正及び松尾 眞の両氏の任期満了に伴い、監査役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

候補者番号	候補者氏名		候補者番号	候補者氏名	
1	さい しゅう じゅん こ 西周 純子	新任	3	むな かた なお こ 宗像 直子	新任 社外 独立役員
2	てつ よし まさ 鐵 義 正	再任 社外 独立役員			

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、経営基盤、財務状況及びキャッシュ・フロー等のバランスを総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

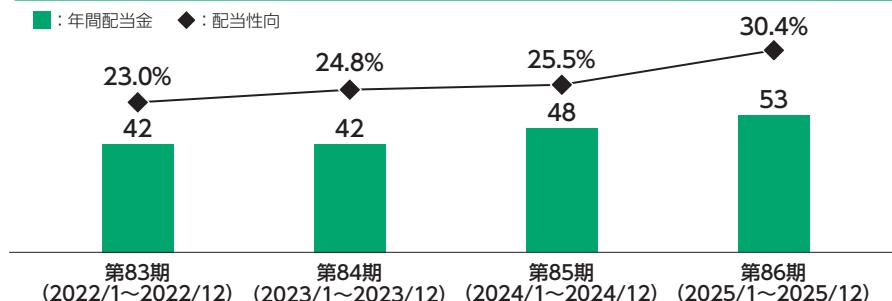
1. 期末配当に関する事項

当社は、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」における株主還元の方針として、配当性向を親会社株主に帰属する当期純利益の30%以上とし、利益水準に応じた還元を行うとともに、安定的な配当を実施する観点から、1株当たり年間配当金の下限を50円としております。当期末の剰余金の配当につきましては、上記の方針を踏まえ、当期業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 28円 総額 17,295,039,104円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月30日

なお、当社は、2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2025年6月30日を基準日としてお支払いした中間配当金(1株につき75円)は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると25円に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は、1株につき53円であり、前期に比べ1株につき5円相当の増額となります。

(ご参考) 1株当たり年間配当金及び配当性向の推移 (単位:円)



(注) 第85期以前は期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり年間配当金を算定しております。年間配当金及び配当性向については、表示単位未満を四捨五入して記載しております。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおり、別途積立金の積み立てをいたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 30,384,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 30,384,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2030年を見据えた長期ビジョン「Mission TREEING 2030」の達成に向けて事業活動を推進しております。2025年2月に策定した中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」は、財務健全性を担保しながら、利益の再投資による積極投資を継続する「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」と位置付けました。国内外で木造住宅の供給拡大や中大規模木造建築を推進するなど脱炭素化の取り組みを継続し、海外の住宅・不動産事業の経営基盤の拡充を通じたグローバル展開をさらに深化させながら、収益性を高めてまいります。

このような方針のもと、中長期的な企業価値向上を支える財務基盤を構築するうえでは、普通株式の希薄化を回避しつつ、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充可能な「社債型種類株式」を新たな資金調達の実選択肢として確保することが有用であると考えました。引き続き当社は、「木」を軸にしたバリューチェーン「ウッドサイクル」をマルチナショナルに展開し、地球環境への価値、人と社会への価値、市場経済への価値を創出して、持続的な企業価値の向上につなげてまいります。なお、社債型種類株式の主な特徴は以下のとおりです。

- 株主総会における議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。（買収防衛策に活用できる商品性ではなく、そのような想定もありません。）
- 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式です。優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆様のみが有します。また、社債型種類株式の資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、発行から概ね5年間の資本コストは普通株式よりも低いことが想定されます。（注1）
- 自己資本が増加するものの、普通株式に係るROE等の主要な財務指標への影響は限定的です。（注2）
- 発行可能株式総数（発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。

（注1）2026年2月13日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当率の範囲内で発行が実現した場合となります。

（注2）普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

本議案は、かかる社債型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を新設するとともに、これに係る所要の調整その他形式的な調整をする旨の定款変更（以下「本定款変更」といいます。）を行うことについてご承認をお願いするものであります。また、将来において資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的として、本定款変更は第10回号までの授權枠を確保する内容としております。

なお、現時点で社債型種類株式の発行を決定しているものではありませんが、本定款変更をご承認いただいた際には、市場環境にもよるものの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で検討する可能性があります。第2回号以降の具体的な発行時期や内容は、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。現時点においては第1回号と同様に最大1,500万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案																						
第1条～第4条 [省 略]	第1条～第4条 [現行どおり]																						
<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>	<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</p>																						
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は12億株とする。</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は12億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="816 574 1300 876"> <tr> <td>普通株式</td> <td>12億株</td> </tr> <tr> <td>第1回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第2回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第3回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第4回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第5回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第6回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第7回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第8回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第9回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> <tr> <td>第10回社債型種類株式</td> <td>1,500万株</td> </tr> </table>	普通株式	12億株	第1回社債型種類株式	1,500万株	第2回社債型種類株式	1,500万株	第3回社債型種類株式	1,500万株	第4回社債型種類株式	1,500万株	第5回社債型種類株式	1,500万株	第6回社債型種類株式	1,500万株	第7回社債型種類株式	1,500万株	第8回社債型種類株式	1,500万株	第9回社債型種類株式	1,500万株	第10回社債型種類株式	1,500万株
普通株式	12億株																						
第1回社債型種類株式	1,500万株																						
第2回社債型種類株式	1,500万株																						
第3回社債型種類株式	1,500万株																						
第4回社債型種類株式	1,500万株																						
第5回社債型種類株式	1,500万株																						
第6回社債型種類株式	1,500万株																						
第7回社債型種類株式	1,500万株																						
第8回社債型種類株式	1,500万株																						
第9回社債型種類株式	1,500万株																						
第10回社債型種類株式	1,500万株																						
第7条 [省 略]	第7条 [現行どおり]																						
[新 設]	<p>第8条 (自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除) <u>当社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、各社債型種類株式という。)を有する株主(以下、社債型種類株主という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>																						

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>第9条・第10条 [省 略]</p> <p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条・第13条 [省 略]</p> <p>[新 設]</p>	<p>第9条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、普通株式及び社債型種類株式のそれぞれにつき100株とする。</p> <p>第10条・第11条 [現行どおり]</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条・第14条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第3章 社債型種類株式</p> <p>第15条 (社債型種類株式優先配当金) 当社は、第49条に基づき事業年度末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主又は社債型種類株式の登録株式質権者 (以下、社債型種類株主と併せて社債型種類株主等と総称する。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、普通株主という。) 及び普通株式の登録株式質権者 (以下、普通株主と併せて普通株主等と総称する。) に先立ち、各社債型種類株式1株につき、第1号に定める額の金銭 (以下、社債型種類株式優先配当金という。) を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>1. 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格 (第2号に定義する。) 相当額に、本配当年率 (第3号に定義する。) を乗じて算出した額 (但し、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。)</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. 発行価格とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</p> <p>3. 本配当年率とは、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率をいう。但し、10パーセントを上限とする。</p> <p>②ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を社債型種類株式累積未払配当金という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項又は次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>③社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額及び社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> <p>第16条（社債型種類株式優先期中配当金） 当会社は、第50条に基づき6月30日を基準日（以下、期中配当基準日という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の株主名簿に記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下、社債型種類株式優先期中配当金という。）を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>第17条（残余財産の分配）</u> 当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。 当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額 <u>②社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>第18条（議決権）</u> 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p><u>第19条（金銭を対価とする取得条項）</u> 当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額及び当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p> <p><u>第20条（株式の併合又は分割等）</u> 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。 前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。</p> <p>第15条 [省 略]</p> <p>第16条 (議 長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>	<p style="text-align: center;">変 更 案</p> <p>②当社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 ③当社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 ④当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。 ⑤前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金及び社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</p> <p>第21条 (優先順位) 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 株 主 総 会</p> <p>第22条 (招集の時期) 当社の定時株主総会は毎年3月にこれを招集する。 ②前項のほか必要がある場合は臨時株主総会を招集する。</p> <p>第23条 [現行どおり]</p> <p>第24条 (議 長) 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 (電子提供措置等) 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条 (決議方法) 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>第19条 (議決権の代理行使) 当社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権を行使することができる当社の他の株主1名に限るものとする。 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>[新 設]</p>	<p>第25条 (電子提供措置等) 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第26条 (決議方法) 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。</p> <p>第27条 (議決権の代理行使) 当社の株主がその議決権の行使を委任する代理人は、議決権を行使することができる当社の他の株主1名に限るものとする。 ②株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第28条 (種類株主総会) 種類株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。 ③第24条、第25条及び第27条の規定は、種類株主総会について準用する。 ④第23条の規定は、毎年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。 ⑤当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条 [省 略]</p> <p>第21条 (選 任) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第22条～第29条 [省 略]</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条～第38条 [省 略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 [省 略]</p>	<p style="text-align: center;">変 更 案</p> <p>⑥<u>当社が次に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u></p> <p>1. <u>当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</u></p> <p>2. <u>当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役及び取締役会</p> <p>第29条 [現行どおり]</p> <p>第30条 (選 任) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ②<u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第31条～第38条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第39条～第47条 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第48条～第51条 [現行どおり]</p>

(ご参考)

本総会において本議案につきご承認が得られた場合には、本総会終結の時をもって当社の定款に社債型種類株式に関する定めが新設されます。変更後の定款に基づく社債型種類株式の発行については、本総会の後、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、取締役会の決議により決定する予定です（かかる決議を以下「発行決議」といいます。）。なお、第1回社債型種類株式の発行については、2026年2月13日付で発行登録書の提出を行っております。同発行登録書に記載された第1回社債型種類株式の内容は、以下の当社ウェブサイト「株主総会情報（2025年12月期（第86期）」）ページに掲載している「摘要（第1回社債型種類株式の内容）」のとおりであり（なお、その概要は以下の表のとおりです。）、同発行登録書において第1回社債型種類株式の発行予定額は1,000億円を上限としております。当社が第1回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率を除く第1回社債型種類株式の内容並びに発行数、発行価格及び引受価額を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案したうえで決定します。なお、当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定します。

社債型種類株式に関するご参考資料として補足説明資料及びQ&Aを作成しましたので、同ウェブサイト「株主総会情報（2025年12月期（第86期）」）ページに掲載している「社債型種類株式に関する補足説明資料及びQ&A」をご参照ください。

当社ウェブサイト

<https://sfc.jp/information/ir/stockholder/information/202512.html>



2026年2月13日に発行登録書を提出している第1回社債型種類株式の概要は以下のとおりです。

イ. 優先配当金	<ul style="list-style-type: none">・ 普通株式に優先・ 配当年率は、発行日から5年後の事業年度末までは、固定の基準金利に、当初スプレッドを加えた率とし、その後は、変動の基準金利に当初スプレッド及び1%を加えた率とする。但し、配当年率は、定款の定めに従い、10%を上限とする。なお、2026年2月13日における市場環境等を前提として、発行日から5年後の事業年度末までの配当年率は5%以下を想定している。・ 未払配当額は、配当年率を基準とする単利計算により累積する。・ 第1回社債型種類株主等に対しては、優先配当金及び累積未払配当金の合計額を超過して剰余金の配当を行わない。
----------	---

ロ. 残余財産の分配	<ul style="list-style-type: none"> 普通株主等に優先して、発行価格相当額に累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額を支払う。この他、残余財産の分配を行わない。
ハ. 議決権	<ul style="list-style-type: none"> すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
二. 会社による金銭対価の取得条項	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、発行日から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。但し、当社は、取得日又は振替取得日のいずれかと決済日が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また1月1日から3月31日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。 当社は、第1回社債型種類株式の金銭対価取得を行う場合は、直前12か月間に、同等の資本性を有する借換証券の発行等により資金を調達していない限り、原則として当該金銭対価取得を行わない。但し、発行決議により定める場合を除く。
ホ. 上場	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定。

株主の皆様に向けた社債型種類株式に関するQ & A

株主の皆様に向けたご参考資料として、本Q&Aを作成いたしましたのでご参照ください。

質問	回答
1. 今回、定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な企業価値向上を実現するうえでは、構造的な住宅不足を背景に市場拡大が続く海外の住宅・不動産関連事業への継続的な投資が必要であり、特に米国でのM&Aを含む投資機会の拡大が想定されることから、財務基盤を強化して財務健全性と格付を維持し、資金調達の柔軟性を確保することが主な目的です。社債型種類株式は普通株式の希薄化を回避しつつ、資本効率に配慮しながら自己資本を拡充することが可能な資金調達手法であり、今後の積極的な成長投資を支えるための財務基盤を強化するうえで、有用な選択肢になり得ると考えております。 こうした考えのもと、「社債型種類株式」を新たな資金調達の選択肢として確保すべく、本総会に本定款変更を附議することを決定いたしました。
2. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"> 会社法上の株式ですが、株式と社債の中間的性格を有するハイブリッド調達という特徴を有します。 普通株主の皆様への配慮として、社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がなく、「社債」としての側面を有した商品性を想定しております。 社債型種類株式の配当や残余財産の分配順位は普通株式に優先し、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。 また今後、発行を検討する際には東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図しております。

質問	回答
3. 当社の財務戦略において、社債型種類株式に期待する役割及び資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式は、普通株主の議決権の希薄化や普通株式に係るROEやEPSへの影響を抑制^(*)1)しつつ、財務基盤を強化することにより、資本効率と財務健全性のバランスのとれた適正な資本負債構成を実現する選択肢であると考えております。 社債型種類株式は発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、その資本コストは発行時に決定される配当率相当分に限定されるため、普通株式に係る株主資本コストよりも低く^(*)2)、普通株主の皆様の利益に配慮した資金調達手法と考えております。
4. ハイブリッド社債との類似点及び相違点について	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッド社債と同様、格付会社（R&I）より発行額の50%に対して格付上の資本性の認定を受けられる商品性を見込んでおります。 他方で、社債型種類株式では、会計上の自己資本を拡充できる点が異なります。加えて、社債型種類株式は東京証券取引所プライム市場への上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。
5. 普通株主にデメリットが生じないか	<ul style="list-style-type: none"> 議決権や普通株式への転換権がないため、普通株主の議決権の希薄化が生じません。 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 普通株式による公募増資に比べて、普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮^(*)1)した調達手法です。
6. 社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えないか	<ul style="list-style-type: none"> 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。 そのため、第1回社債型種類株式の発行を行ったとしても、現時点において開示している普通株式の配当方針に影響を与えることは想定しておりません。
7. 買収防衛策として利用されないか	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式は、議決権や普通株式への転換権がないため、買収防衛策に活用できる性質ではなく、当社においてそのような想定もありません。 社債型種類株式を無償割当等で普通株主に割り当てることも想定しておりません。
8. どのような発行形態を想定しているか	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では具体的な発行時期は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家をはじめとする幅広い投資家に投資いただくことを想定しております。 当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しております。
9. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では第1回を含め、発行時期について決定している事実はなく、将来、資本拡充の必要性が生じた際に、機動的な発行を実現することを目的に、第10回までの授權枠を確保しております。複数の回号を設定しておくことで、将来、当社が発行した社債型種類株式の取得（コール）に伴い、同様の社債型種類株式による資本性調達も可能です。 第2回以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定いたしますが、現時点においては第1回と同様に最大1,500万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。

質問	回答
10. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では発行時期を含めて決定している事実はなく、未定となります。なお、本定款変更をご承認いただき、第1回社債型種類株式の発行が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるものの、第1回社債型種類株式の発行を最大1,000億円の規模で検討する可能性があります。
11. 第1回社債型種類株式の固定配当の配当年率レンジ5%以下の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> 2026年2月13日の市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、類似する社債型種類株式・ハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しております。
12. 東京証券取引所プライム市場への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い投資家に投資いただくうえで、東京証券取引所プライム市場への上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。
13. 第1回社債型種類株式はどこで購入できるのか	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で発行は未定ですが、第1回社債型種類株式が発行されたあかつきには、各引受証券会社を通じた販売が行われる想定です。 2026年2月13日提出の発行登録書では野村證券が引受証券会社として記載されておりますが、その他の引受証券会社の有無を含めた詳細は発行決議時に決定する想定です。
14. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> 当社が今後、第1回社債型種類株式を発行した際に、発行日の5年後以降に現金対価で取得（コール）するか否かは、その時点の事業・財務状況や市場環境等を総合的に勘案して判断します。 なお、ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降から配当がステップアップするタイミングまでに、コールされることを期待していることは十分認識しております。
15. 第1回社債型種類株式で調達する資金は、2026年2月13日に公表された米国 Tri Pointe Homes, Inc.の株式取得（子会社化）資金に充当する予定か	<ul style="list-style-type: none"> 社債型種類株式の定款変更は当該買取に関わらず、中長期的な成長投資を支えるための財務基盤強化の一環として検討しております。 現時点では米国 Tri Pointe Homes, Inc.の株式取得（子会社化）資金に係るパーマネントファイナンスに際し、第1回社債型種類株式の発行を含む具体的な調達手法は決定しておりません。今後の資金需要や市場環境等を総合的に勘案しつつ、最適な調達手法を検討してまいります。

※1 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

※2 2026年2月13日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している5%以下の想定配当年率の範囲内で発行が実現した場合の、発行から概ね5年間の資本コストについての想定となります。

免責事項

この文書は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。今後当社が社債型種類株式を発行する場合において、投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）の任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の地位	
1	<small>いち かわ あきら</small> 市川 晃	代表取締役 取締役会長	再任
2	<small>みつ よし とし ろう</small> 光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	再任
3	<small>かわ た たつ み</small> 川田 辰己	代表取締役 執行役員副社長	再任
4	<small>かわ むら あつし</small> 川村 篤	取締役 専務執行役員	再任
5	<small>おお たに のぶ ゆき</small> 大谷 信之	取締役 常務執行役員	再任
6	<small>いぬい けん じ</small> 乾 憲司	常務執行役員	新任
7	<small>くり はら み つ え</small> 栗原 美津枝	取締役	再任 社外 独立役員
8	<small>とよ だ ゆう こ</small> 豊田 祐子	取締役	再任 社外 独立役員
9	<small>いわ もと とし お</small> 岩本 敏男	取締役	再任 社外 独立役員
10	<small>すけ の けん じ</small> 助野 健児	取締役	再任 社外 独立役員



候補者
番号

いち かわ あきら
市川 晃

(1954年11月12日生)

1

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当社入社	2010年4月	代表取締役（現任）
2007年6月	執行役員		取締役社長
2008年6月	取締役		執行役員社長
	常務執行役員	2020年4月	取締役会長（現任）

- 所有する当社株式数
269,200株
- 取締役会への出席状況
15回／15回

[重要な兼職の状況]

住友化学株式会社 社外取締役
株式会社大和証券グループ本社 社外取締役

取締役候補者とした理由

市川 晃氏は、取締役社長及び取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と実績を有していることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

みつ よし とし ろう
光吉 敏郎

(1962年5月23日生)

2

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	当社入社	2018年4月	専務執行役員
2010年6月	執行役員	2020年4月	代表取締役（現任）
2011年4月	常務執行役員		取締役社長（現任）
2014年6月	取締役		執行役員社長（現任）

- 所有する当社株式数
102,700株
- 取締役会への出席状況
15回／15回

取締役候補者とした理由

光吉敏郎氏は、2020年4月より取締役社長として当社グループの経営を担っており、当社グループ事業全般に関する豊富な知見と経営実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

かわ た たつ み
川田辰己

(1962年10月4日生)

3

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2022年1月	専務執行役員
2016年6月	執行役員	2024年1月	代表取締役(現任)
2017年4月	常務執行役員		執行役員副社長(現任)
2018年6月	取締役	2025年1月	コーポレート本部長 委嘱(現任)

[担当]

コーポレート本部長
生活サービス本部 管掌

所有する当社株式数

62,600株

取締役会への出席状況

15回/15回

取締役候補者とした理由

川田辰己氏は、2018年に取締役に就任し、経営企画・財務・サステナビリティ推進等の担当執行役員を歴任した後、現在は執行役員副社長 コーポレート本部長を務めており、当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。



候補者
番号

かわ むら あつし
川村 篤

(1965年2月24日生)

4

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2023年1月	専務執行役員(現任)
2016年6月	執行役員		海外住宅・建築・不動産事業本部長
2017年4月	常務執行役員		委嘱
2020年4月	海外住宅・不動産事業本部長 委嘱	2024年1月	建築・不動産事業本部長 委嘱
2020年6月	取締役(現任)	2026年1月	不動産事業本部長 委嘱(現任)

[担当]

不動産事業本部長
木材建材事業本部・海外住宅事業本部 管掌

所有する当社株式数

76,000株

取締役会への出席状況

15回/15回

取締役候補者とした理由

川村 篤氏は、2020年に取締役に就任し、海外住宅・建築・不動産事業本部長等を歴任した後、現在は専務執行役員 不動産事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験と実績を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号おお たい のぶ ゆき
大谷 信之

(1971年5月30日生)

5**再任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	当社入社	2024年1月	常務執行役員（現任）
2018年4月	海外住宅・不動産事業本部 海外管理部長	2024年3月	取締役（現任）
2021年4月	経営企画部長	2025年1月	コーポレート本部副本部長 委嘱（現任）
2022年3月	執行役員 経営企画部長 兼 経営企画部業務革新室長 委嘱		

[担当]

コーポレート本部副本部長（経営企画・財務 統括）
資源環境事業本部 管掌

- 所有する当社株式数
15,400株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

取締役候補者とした理由

大谷信之氏は、海外管理部長及び経営企画部長を歴任し、2024年に取締役に就任、現在は常務執行役員 コーポレート本部副本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号いぬい けん じ
乾 憲司

(1972年8月26日生)

6**新任**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月	当社入社	2023年1月	海外住宅・建築・不動産事業本部 副本部長 委嘱
2019年4月	海外住宅・不動産事業本部 アジア・オセアニア事業推進部長	2024年1月	住宅事業本部副本部長 委嘱
2022年1月	海外住宅・不動産事業本部副本部長	2026年1月	常務執行役員（現任）
2022年3月	執行役員		住宅事業本部長 委嘱（現任）

[担当]

住宅事業本部長

- 所有する当社株式数
14,100株

取締役候補者とした理由

乾 憲司氏は、海外住宅・不動産事業本部アジア・オセアニア事業推進部長及び同本部副本部長等を歴任し、2022年に執行役員に就任、現在は常務執行役員 住宅事業本部長を務めており、当社グループの事業に関する豊富な経験を有しております。このため、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。



候補者
番号

くり はら み つ え

栗原美津枝

(1964年4月7日生)

7

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	日本開発銀行（現株式会社 日本政策投資銀行）入行	2013年4月	同行 企業金融第6部長
2008年6月	米国スタンフォード大学国際 政策研究所 客員フェロー	2015年2月	同行 常勤監査役
2010年6月	株式会社日本政策投資銀行 財務部次長	2020年6月	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長
2011年5月	同行 企業金融第4部 医療・生活室長	2021年3月	当社社外取締役（現任）
		2026年1月	株式会社価値総合研究所 取締役会長（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社価値総合研究所 取締役会長
中部電力株式会社 社外取締役
株式会社日本政策金融公庫 社外取締役
株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）

- 所有する当社株式数
700株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

栗原美津枝氏は、金融業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 栗原美津枝氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、栗原美津枝氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 栗原美津枝氏が社外取締役として在任している中部電力株式会社は、中部地区等における特別高圧電力、高圧電力の供給に関し、2023年3月30日、独占禁止法に基づく課徴金納付命令を、中部地区における大口需要家向け都市ガスに係る供給に関し、2024年3月4日、独占禁止法に基づく課徴金納付命令をそれぞれ受けました。また、同社は、2025年11月27日、浜岡原子力発電所の安全性向上対策工事における調達に係る不適切事案を、2026年1月5日、新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案を公表し、それぞれ調査等を実施しております。同氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスの更なる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言を行うなど、その職責を果たしております。
- 栗原美津枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 当社は栗原美津枝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

8

とよ だ ゆう こ
豊田 祐子

(1970年8月21日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年10月	弁護士登録 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業)	2011年4月	野村ホールディングス株式会社 グループ法務部次長
2002年6月	法務省民事局付	2014年12月	パークレイズ証券株式会社 コンプライアンス部コントロールルーム室長
2006年4月	西村とさわ法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所・ 外国法共同事業)	2015年9月	シティユーワ法律事務所 スペシャル・カウンセラー
		2023年1月	同事務所 パートナー (現任)
		2023年3月	当社社外取締役 (現任)

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

[重要な兼職の状況]

弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

豊田祐子氏は、弁護士として企業法務の実務に精通しており、当該経験及び見識に基づき当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、専門的見地に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 豊田祐子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、豊田祐子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 豊田祐子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は豊田祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

いわもととしお
岩本敏男

(1953年1月5日生)

9

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	日本電信電話公社入社	2008年6月	同社 取締役常務執行役員
2004年6月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (現 株式会社NTTデータグループ)	2009年6月	金融分野担当
	取締役 決済ソリューション事業本部長	2012年6月	同社 代表取締役副社長執行役員
2007年6月	同社 取締役常務執行役員	2018年6月	同社 代表取締役社長
	金融ビジネス事業本部長	2024年3月	同社 相談役
			当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社大和証券グループ本社 社外取締役
東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役

- 所有する当社株式数
700株
- 取締役会への出席状況
15回/15回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩本敏男氏は、IT業界における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

- 岩本敏男氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、岩本敏男氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 岩本敏男氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 当社は岩本敏男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

すけ の けん じ
助野健児

(1954年10月21日生)

10

再任

社外

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	富士写真フイルム株式会社 (現 富士フイルムホールディングス株式会社) 入社	2016年6月	富士フイルムホールディングス株式会社 代表取締役社長 富士フイルム株式会社 代表取締役社長
2012年6月	富士フイルムホールディングス株式会社 執行役員 経営企画部長 富士フイルム株式会社 取締役 執行役員 経営企画本部長	2021年6月	富士フイルムホールディングス株式会社 代表取締役会長 富士フイルム株式会社 取締役会長 (現任)
2013年6月	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役 執行役員 経営企画部長	2023年6月	富士フイルムホールディングス株式会社 取締役会長 (現任)
		2025年3月	当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

富士フイルムホールディングス株式会社 取締役会長
富士フイルム株式会社 取締役会長
富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 取締役
株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

助野健児氏は、財務会計分野における豊富な経験及び企業経営者としての高い見識に基づき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のために適切な役割を果たしているものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。当社は、同氏に対して、当該経験及び見識に基づく経営全般への提言等を通じて、経営の監督機能の強化に寄与していただくことを期待しております。

社外取締役候補者に関する特記事項

1. 助野健児氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、助野健児氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 助野健児氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は助野健児氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2025年12月31日現在のものであります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 羽田一成氏は辞任され、また、監査役 鐵 義正及び松尾 眞の両氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者の指名につきましては、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する任意の委員会である指名・報酬諮問委員会に諮ったうえで決定しております。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



■ 所有する当社株式数
30,800株

候補者
番号

1

さい しゅう じゅん こ
西 周 純 子

(1966年5月24日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年4月	建設省(現 国土交通省)入省	2017年10月	人事部働きかた支援室長 委嘱
2011年4月	国土交通省 住宅局総務課 民間事業支援調整室 企画専門官	2022年1月	知的財産室長 委嘱
2012年5月	当社入社	2023年1月	法務部長 委嘱
2015年4月	住宅事業本部副本部長	2025年1月	コーポレート本部法務部長 委嘱
2015年6月	執行役員(現任)	2026年1月	コーポレート本部長付(現任)

監査役候補者とした理由

西周純子氏は、住宅事業本部建築技術審査室長及び法務部長等を歴任し、建築・不動産開発、人材開発・DEI(ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン)及び法務・リスク管理に関する豊富な実務経験を有しております。これらの経験を活かし、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

てつ
鐵

よし まさ
義 正

(1948年12月23日生)

再任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年11月	監査法人第一監査事務所（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	1997年8月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員
1981年8月	公認会計士登録	2011年6月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）退職
1987年5月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員	2018年6月	当社社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]
公認会計士

- 所有する当社株式数
0株
- 取締役会への出席状況
15回／15回
- 監査役会への出席状況
14回／14回

社外監査役候補者とした理由

鐵 義正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、これらの知識及び経験を当社の監査業務に活かしているものと判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 鐵 義正氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、鐵 義正氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 鐵 義正氏は2011年6月まで、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）に在籍しておりましたが、同監査法人を退職後14年以上経過しており、当社との間に特別の利害関係はないことから、同氏の独立性は確保されていると判断しております。
4. 鐵 義正氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年9か月となります。
5. 当社は鐵 義正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の契約を再締結する予定であります。



候補者
番号

むな かた なお こ
宗像直子

(1962年2月12日生)

3

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月	通商産業省(現 経済産業省) 入省	2015年7月	内閣総理大臣秘書官
2011年9月	同省通商政策局通商機構部長	2017年7月	特許庁長官
2013年6月	同省大臣官房審議官(通商政策局担当)	2019年7月	経済産業省 退官
	兼 内閣官房内閣審議官	2019年11月	株式会社第一生命経済研究所 顧問
	(TPP政府対策本部員)	2021年4月	東京大学公共政策大学院 教授(現任)
2014年7月	同省貿易経済協力局長		

[重要な兼職の状況]

東京大学公共政策大学院 教授(2026年3月27日付で同大学院 特任教授に就任予定)

株式会社村田製作所 社外取締役(監査等委員)

株式会社エクサウィザーズ 社外取締役

所有する当社株式数
300株

社外監査役候補者とした理由

宗像直子氏は、中央官庁において要職を歴任する等、経済、国際貿易、知的財産等の行政分野に関する高い見識及び豊富な経験を有しており、これらの見識及び経験を当社の監査業務に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

社外監査役候補者に関する特記事項

1. 宗像直子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
2. 当社は、宗像直子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 宗像直子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2025年12月31日現在のものです。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考1）取締役会の構成及び取締役・監査役候補者の選定の方針について

当社は、コーポレートガバナンス基本方針で定める取締役会の構成、取締役・監査役候補者に求める資格等の考え方にに基づき、取締役・監査役候補者を選定しております。その概要は次のとおりであります。

1. 取締役会の構成

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、性別・国籍等の多様性を考慮するとともに、

- ① 当社グループの事業に関する豊富な経験や実績を有する
- ② 企業経営又は産業・政策等に係る豊富な経験や実績を有する
- ③ 法律・会計等の専門性を有する

等、知識・経験・能力等の専門性及び多様性を備える構成とし、人数は17名以内とします。

2. 取締役・監査役候補者の資格・指名方針

(1) 取締役・監査役候補者は、人格識見及び当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会からの意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(2) 取締役候補者については、以下の各基準を満たす者を選定します。

- ① 高い倫理観を持っていること
- ② 当社グループの経営理念を体現できること
- ③ 中長期的な企業価値の向上を実現できる経営能力（スキル）を有していること

（ご参考2）取締役及び監査役の専門性・経験

下表は、取締役及び監査役がそれぞれ保有しているスキル（専門性・経験）のうち、特に期待するものを示しております（本総会において各取締役・監査役候補者が選任された場合）。

		役職	企業経営	資源・環境	建築・不動産開発	グローバル	財務・会計	人財開発・DEI	法務・リスク管理	IT・DX	産業政策
取締役	市川 晃	代表取締役 取締役会長	●			●	●	●	●	●	●
	光吉 敏郎	代表取締役 取締役社長 執行役員社長	●	●	●	●					
	川田 辰己	代表取締役 執行役員副社長	●	●		●	●	●	●	●	
	川村 篤	取締役 専務執行役員	●	●	●	●					
	大谷 信之	取締役 常務執行役員	●	●		●	●				
	乾 憲司	取締役 常務執行役員			●	●					
	栗原 美津枝	社外取締役	●	●		●	●				●
	豊田 祐子	社外取締役				●			●		
	岩本 敏男	社外取締役	●			●		●		●	
	助野 健児	社外取締役	●			●	●	●	●		
監査役	角元 俊雄	監査役				●			●		
	西周 純子	監査役			●			●	●		●
	鐵 義正	社外監査役					●				
	河内 隆	社外監査役			●			●			●
	宗像 直子	社外監査役				●			●	●	●

スキル項目の選定理由

企業経営	国内外における森林経営、木材・建材の流通及び製造、住宅建築等、人々の生活に関わる幅広い分野で展開する既存事業の更なる成長に加えて、世界的な脱炭素化への動きの中で長期ビジョンを達成するためには、企業経営の経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
資源・環境	長期ビジョンにおいて森林経営による「森」と「木」の価値向上を掲げており、適切に管理された森林の新たな価値創造と持続可能な森林の拡大を図るとともに、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）及びTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づく対応並びにSBT（Science Based Targets）に基づいた温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組み等を着実に進めるためには、資源・環境の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
建築・不動産開発	長期ビジョン及び中期経営計画において掲げる中大規模木造建築事業の収益基盤の早期確立と、不動産開発事業を持続的にウッドサイクルの実現に貢献する事業とするために、建築・不動産開発の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
グローバル	長期ビジョンにおける事業方針として「グローバル展開の進化」を掲げており、海外におけるグループ事業領域と規模の拡大を進めるためには、グローバルでの経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
財務・会計	財務健全性を確保しながら資本コストを意識した戦略性のある投資を実行し、持続的且つ着実な利益成長を実現するためには、財務・会計の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
人財開発・DEI	長期ビジョンにおいて「人と社会への価値」を高めることを掲げており、事業の変革と創造を担う人財の継続的確保と育成の強化、並びに社員のパフォーマンスを最大化する自由闊達な組織風土、健康保持・増進の取り組み等を進めるためには、人財開発・DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
法務・リスク管理	持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するコーポレートガバナンス体制の整備やグローバルな事業展開等を可能とするリスク管理体制構築のためには、法務・リスク管理の専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
IT・DX	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、IT化・デジタル化による事業基盤の刷新及びDX推進による業務変革と効率化を実現し、また、新たなIT技術を活用して事業の中長期的な競争力を高めるためには、IT・DXの専門性・経験を持つ取締役会メンバーが必要である。
産業政策	長期ビジョンにおいて「市場経済への価値」を高めることを掲げており、持続可能で脱炭素に貢献する製品・サービスの価値訴求と市場浸透を進めるためには、社会との関わりの中で、政策面での枠組み作り等が求められるため、産業政策の知見を持つ取締役会メンバーが必要である。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の世界経済は、米国では、AI関連需要を背景とした設備投資が堅調に推移したものの、トランプ政権による関税引き上げ政策がもたらしたインフレ圧力、政府機関の長期閉鎖、不法移民問題への強硬な対策等が消費者マインドを悪化させ、景気拡大ペースは減速しました。欧州経済は個人消費の底堅さに支えられ、景気の持ち直し傾向が続きました。わが国経済は、継続的な物価上昇や米国通商政策の影響を受けつつも、設備投資と個人消費に回復基調が見られ、全体として緩やかな景気回復が進みました。

住宅市場に関しましては、国内では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)等の改正に伴う駆け込み需要の反動減や、資材価格高騰による住宅価格上昇及び実質賃金のマイナス継続の影響もあり、新設住宅着工戸数は減少しました。米国では、住宅価格及び住宅ローン金利の高止まりや消費者の住宅購買意欲の減退と買い控えにより、厳しい市場環境が続きました。豪州では、政策金利引き下げの影響により需要が拡大し、販売価格が上昇するなど、市場は回復の動きが見られました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期を初年度とする3年間の中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」をスタートさせました。本中期経営計画の全体テーマを「飛躍的成長に向けた改革と具現化の3年」と位置付け、5つの基本方針として「脱炭素化への挑戦」、「稼ぐ力の向上」、「グローバル展開の深化」、「経営基盤の強化」、「事業とESGの更なる一体化」を掲げました。当期は、国内において、賃貸用マンションの開発を行う不動産事業会社を買収し、賃貸住宅事業の拡大に取り組みました。米国においては、戸建住宅事業の安定成長に向け事業基盤を拡充するべく、現地子会社2社を統合し経営体制の効率化を進めるなど、当社グループのより一層の成長に向けた事業の推進に注力しました。

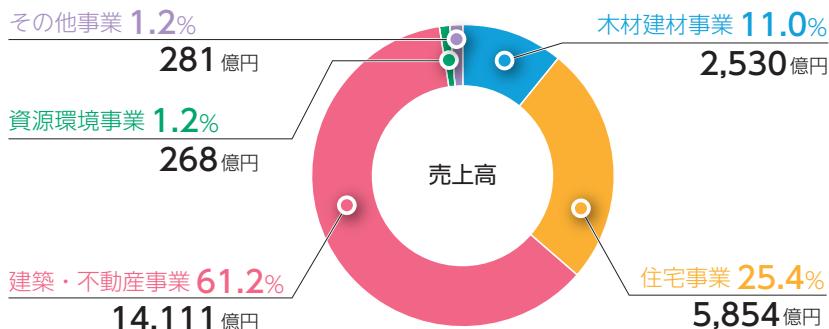
その結果、売上高は2兆2,675億77百万円(前期比10.4%増)、営業利益は1,687億24百万円(前期比13.3%減)、経常利益は1,749億円(前期比11.6%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,066億66百万円(前期比8.5%減)となりました。なお、退職給付会計に係る数理計算上の差異はプラス26億27百万円となり、数理計算上の差異を除いた経常利益は1,722億73百万円となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
2兆2,676億円	1,687億円	1,749億円	1,067億円
前期比 10.4%増	前期比 13.3%減	前期比 11.6%減	前期比 8.5%減

事業部門別の概況は、次のとおりです。なお、各事業部門の売上高には、事業部門間の内部売上高を含めています。

部門別の状況

■ (ご参考) 売上高構成比



■ 事業部門別売上高

部門	第85期 (2024/1~2024/12)		第86期 (2025/1~2025/12)		前期比増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
■ 木材建材事業	253,156	12.1	252,974	11.0	△0.1
■ 住宅事業	542,300	26.0	585,381	25.4	7.9
■ 建築・不動産事業	1,239,997	59.3	1,411,136	61.2	13.8
■ 資源環境事業	26,950	1.3	26,763	1.2	△0.7
■ その他事業	27,314	1.3	28,114	1.2	2.9
計	2,089,717	100.0	2,304,368	100.0	10.3
調整額	△36,067	—	△36,792	—	—
合計	2,053,650	—	2,267,577	—	10.4

(注) 調整額により、特定の事業部門に区分できない管理部門等における売上高を含め、事業部門間の内部売上高を消去していません。

● 木材建材事業

売上高

2,529 億 74 百万円

前期比 △0.1 %

経常利益

127 億 55 百万円

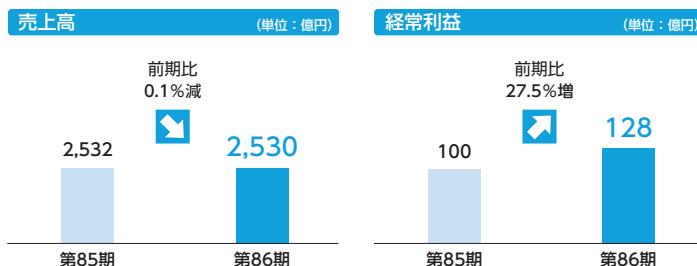
前期比 +27.5 %



流通事業におきましては、バイオマス発電向けの本質燃料の拡販に注力し、販売数量が増加したものの、国内における新設住宅着工戸数の減少を背景に、木材、建材等の販売においては厳しい状況が続いたことから、業績は伸び悩みました。また、当社は昨年8月に、木材建材流通業界の持続的成長に向けて、建材流通事業を展開するジオリーブグループ株式会社と資本業務提携契約を締結しました。本提携により、両社の保有する機能とノウハウを組み合わせさせた事業を推進し、独自のサプライチェーンと強固な収益基盤の構築を目指してまいります。

製造事業におきましては、国内において、住宅事業の堅調な受注・販売状況を背景に内装建材の売上高は増加したものの、原材料価格等の高騰により、業績は伸び悩みました。海外においては、インドネシアにおける合板事業の販売数量が減少したこと及びベトナムにおけるパーティクルボード事業の販売価格が下落したことから、業績は伸び悩みました。また、昨年7月に米国ルイジアナ州で製材事業会社を子会社化し、同国における当社グループ内の住宅事業会社へ木材製材品を供給すること等によりシナジーを創出し、更なる事業拡大を進めてまいります。

なお、国内外のM&Aに伴う負ののれんの発生等により、経常利益は前期より増加しています。



● 住宅事業

売上高

5,853 億 81 百万円

前期比 +7.9 %

経常利益

412 億 64 百万円

前期比 +17.3 %

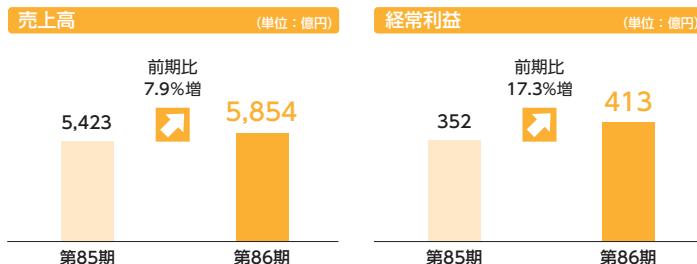


戸建注文住宅事業におきましては、1,500の間取りから選択するセミオーダー商品「Forest Selection BF」や、設計力・提案力を生かした「邸宅設計プロジェクト」等、顧客ニーズに合わせた価値の訴求に努めたことにより、受注は堅調に推移しました。また、前期までの好調な受注状況を背景に、販売棟数及び販売単価も上昇したことから、業績は堅調に推移しました。

賃貸住宅事業におきましては、事務所や医療施設等の木造化・木質化を推進する事業用建築ブランド「The Forest Barque (ザ・フォレスト バーク)」の受注が堅調に推移したほか、賃貸住宅商品における販売単価が上昇したことにより、業績は堅調に推移しました。また、当社は昨年5月、東京・大阪を中心に「LEGALAND」ブランドで賃貸用マンションを開発し、土地仕入れから開発、賃貸、売却まで一貫体制で事業を展開する株式会社LeTechを子会社化し、賃貸住宅事業の拡大に取り組みました。

分譲住宅事業におきましては、都心部における高品質な戸建分譲住宅のニーズに応えるべく「邸宅分譲プロジェクト」を開始するなど、販売促進に注力したものの、販売棟数が減少したことから、業績は伸び悩みました。

リフォーム事業におきましては、断熱性能の向上をはじめとする環境配慮型リフォームの受注を促進したことに加え、「住友林業の家」のオーナー様向けの需要の掘り起こしに注力したことから、業績は堅調に推移しました。



● 建築・不動産事業

売上高

1兆 4,111億 36百万円

前期比 +13.8%

経常利益

1,197億 3百万円

前期比 △18.8%

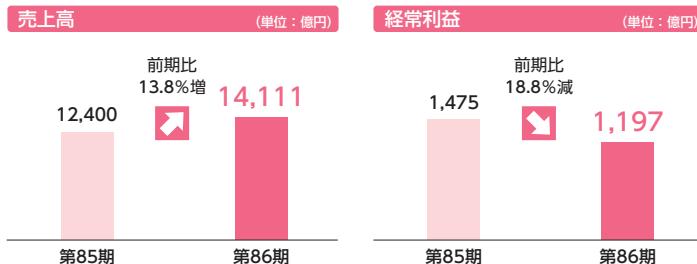


米国での戸建住宅事業におきましては、当社グループが事業活動を展開しているテキサス州、メリーランド州、ユタ州及びワシントン州等の地域において、住宅ローン金利の高止まりや経済の先行き不透明感等により住宅購入層の様子見姿勢が続いたことから、販売戸数が減少し業績は伸び悩みました。トラス及びパネルの設計、製造、配送、施工までを一貫して提供し生産体制の合理化等を図るFully Integrated Turnkey Provider事業（FITP事業）においては、工場の新設等により売上高は増加したものの、戸建住宅と集合住宅市場の着工が低迷したこと等により、業績は伸び悩みました。

不動産開発事業におきましては、米国において不動産市況の停滞を背景に、当期に予定していた集合住宅及び商業複合施設の売却を一部延期したことから、業績は伸び悩みました。なお、昨年9月には米国ワシントン州シアトル近郊において、株式会社熊谷組、芙蓉総合リース株式会社及び現地大手デベロッパーとの協業により木造、一部鉄筋コンクリート造の混構造の賃貸用集合住宅物件を着工し、建築時のCO2排出量の削減や炭素固定による脱炭素化に寄与する取り組みを推進しました。

豪州での戸建住宅事業におきましては、政策金利の引き下げ等により事業環境が改善し、西オーストラリア州の住宅市況が好調に推移したことに加え、2024年11月に持分を取得した同国最大手の住宅事業会社であるMetriconグループの連結効果により、業績は堅調に推移しました。

国内の中大規模木造建築事業では、東京都世田谷区の大学学生寮が昨年2月に竣工したほか、東京都千代田区で昨年3月に株式会社熊谷組との共同企業体により木造オフィスビルを着工する等、中大規模建築分野の木造化・木質化を推進しました。



● 資源環境事業

売上高

267 億 63 百万円
前期比 △0.7 %

経常利益

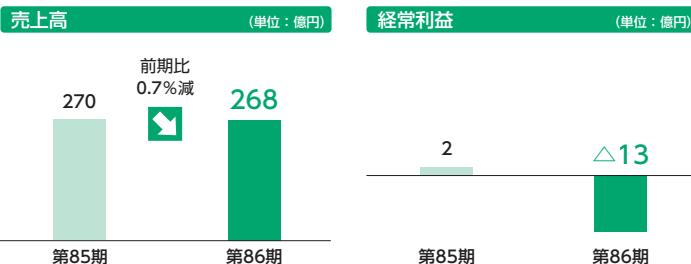
△12 億 81 百万円
前期経常利益 2 億36 百万円



再生可能エネルギー事業におきましては、木質バイオマス発電所が安定的に稼働しましたが、木質燃料価格の高止まりにより、業績は伸び悩みました。

森林資源事業におきましては、ニュージーランドにおいて発生した豪雨・暴風による風倒木被害の影響や、パプアニューギニアの植林事業の販売数量及び販売単価が下落したことにより、業績は低迷しました。

なお、当社は国内林業の活性化を進めるべく、三井住友信託銀行株式会社との合併会社を通じて、森林伐採跡地を取得し再生林を進める取り組みを開始しました。本取り組みを通じて、再生林による森林再生とともに、公益的価値の高い炭素クレジットの創出及び木材生産により収益を見込み、両社の強みを掛け合わせた事業モデルの確立を目指してまいります。



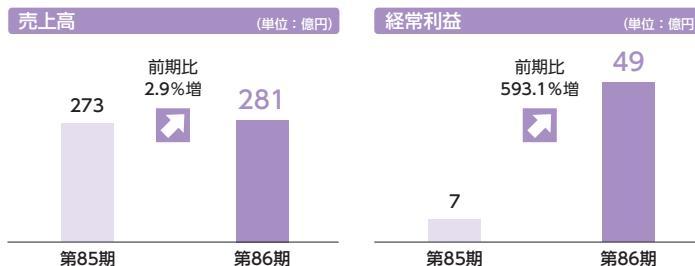
● その他事業

売上高

281 億 14 百万円
前期比 +2.9 %

経常利益

48 億 89 百万円
前期比 +593.1 %



当社グループは、上記事業のほか、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、住宅顧客等を対象とする保険代理店業等の各種サービス事業等を行っています。また、株式会社熊谷組に係る持分法による投資利益も含まれます。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は659億5百万円です。主な設備投資として、米国及び英国での集合住宅及び商業複合施設の開発、福島県いわき市における製材及び木材加工品の製造工場の建設、国内外における住宅展示場の新設・建替え及びシステムの開発等を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っていません。

なお、当社は安定的な資金調達手段の確保及び将来の資金需要への対応力向上を目的に、引き続き総額220億円のコミットメントライン（特定融資枠）を複数の金融機関との間で設定しています。

(4) 対処すべき課題

今後の見通し

世界経済は、緩やかな持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、米国の外交・安全保障政策及び内政課題がもたらす景気への影響は不透明感が高まっており、引き続き留意する必要があります。わが国経済は、雇用・所得環境の改善や政府の経済・財政政策により緩やかな回復が続くと予想されるものの、米国の通商政策等の影響や、日中関係改善の遅れ等が景気の下振れリスクとなっています。

事業部門別の今後の見通し

当社グループは、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」の2年目となる第87期（2026年12月期）において、引き続き、目標達成に向けて以下のとおり各事業を推進してまいります。

木材建材事業におきましては、流通事業において、昨年8月に資本業務提携契約を締結したジオリーブグループ株式会社とのシナジー創出に向けた取り組みを加速させてまいります。製造事業においては、国内では、福島県いわき市で国産スギを中心とした製材工場が稼働することにより、国産材の利用促進に向けた循環型の資材供給システムである木材コンビナート事業を引き続き推進してまいります。また、海外では、昨年子会社化した米国の製材工場の生産能力を強化し、木材の安定供給体制を構築するとともに、米国での戸建住宅事業やFITP事業等、当社グループ内の事業間シナジーを追求してまいります。

住宅事業におきましては、戸建注文住宅事業において、WEBやSNSを用いた受注活動を強化するとともに、当社オリジナル部材である「PRIME WOOD」等を採用した付加価値の高い住宅の販売促進に努めてまいります。また、当社の高い設計ノウハウを集約し、部材やデザインの標準化を推進する等、施工合理化と品質向上の両立を実現してまいります。賃貸住宅事業においては、賃貸用木造マンション「Forest Maison GRANDE（フォレストメゾン グランデ）」をはじめ、施工の効率化によるコストダウンや工期短縮を通じて、収益力向上に注力してまいります。分譲住宅事業においては、優良な事業用地の取得を強化してまいります。リフォーム事業においては、戸建リフォーム商品「Reforest」の提案により、独自の耐震・制震技術の価値をお客様に訴求するほか、受注拡大に対応した施工体制の整備に努めてまいります。

海外住宅事業*におきましては、米国の戸建住宅事業において、引き続き市場環境に対応した多様な商品戦略や効果的な販売施策を実行するほか、優良な土地の取得を進めてまいります。FITP事業においては、米国の戸建住宅事業及び集合住宅事業との連携強化により、施工の合理化や建築コスト削減等に取り組んでまいります。豪州での戸建住宅事業においては、現地子会社間におけるシナジーの創出や工期短縮等に向けた取り組みを推進してまいります。

不動産事業におきましては、2026年1月1日付で不動産事業本部を新設し、国内外の不動産開発事業と中大規模木造建築事業を一体的に推進する体制としました。米国における不動産開発事業においては、不確実な事業環境を踏まえ、物件売却のみならず安定収益源の拡充と資本効率の向上を推進してまいります。国内の中大規模木造建築事業においては、株式会社熊谷組や当社子会社であるコーナン建設株式会社との更なる協業強化を図る等、中大規模木造物件の受注拡大に努めてまいります。

なお、住宅・不動産投資リスクに関しては、販売用不動産の在庫状況の定期的な確認や保有不動産の市場価値の計測等、社内規程に基づくモニタリングを継続的に実施し、市況に応じた機動的な対応を可能とする体制整備に一層努めてまいります。

資源環境事業におきましては、再生可能エネルギー事業において、各発電所の安定稼働に引き続き取り組むとともに、木質燃料調達コストの低減に努めてまいります。また、森林資源事業においては、新たな販売先の開拓や木材の用途開発を進めることで、収益性の向上を目指してまいります。このほか、森林ファンド事業において、優良森林アセットの選別及び取得に取り組む、安定した森林管理・運営に努めてまいります。

*2026年1月より、事業部門の名称を「建築・不動産事業」から「海外住宅事業」に変更しています。

SDGs（持続可能な開発目標）達成及び持続可能な社会の実現への貢献

当社グループは、長期ビジョン「Mission TREEING 2030 ～地球を、快適な住まいとして受け継いでいくために～」において、事業活動を通じて基盤となる「地球環境への価値」、そこから成り立つ「人と社会への価値」、「市場経済への価値」を社会に提供するため、9つの重要課題を特定しました。

中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」では、引き続き基本方針の一つに「事業とESGの更なる一体化」を掲げ、重要課題それぞれにSDGsと紐づいた個別指標を設定しています。これらの達成を通じて、SDGsをはじめとする社会の期待に応え、企業価値の向上に努めてまいります。

<環境・気候変動への対応>

気候変動問題に関しましては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言等の国際的な枠組みに基づいた情報開示や、SBT及びRE100の達成等に向けた取り組みを着実に進めてまいります。また、自然関連課題への取り組みについても、2023年にTNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った開示を行う意向を表明するとともに、2025年2月には「Mission TREEING 2030 Phase 3」におけるネイチャーポジティブ実現に向けた具体的な目標設定に向け、「ネイチャーポジティブステートメント」を策定しました。脱炭素に次ぐテーマとして、生物多様性、自然保全・回復に向けた取り組みを推進してまいります。

<人的資本及びDEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）推進>

当社グループは、グローバル化の進展や事業の多様化に対応した人財の継続的確保・育成・エンゲージメントの向上を図るとともに、新規事業の創出や既存事業の変革を「形にするちから」を有する人財の確保・育成に取り組んでいます。人財戦略として、「事業の変革と創造を担う人財の確保・育成」、「社員のパフォーマンスを最大化する仕組みと自由闊達な企業風土」、「健康経営の推進」の3つの柱を定め、強固な事業基盤を構築し、長期ビジョンの実現を目指してまいります。DEI推進は、事業を発展させるための重要な要素の一つとして位置付けています。「住友林業グループDEI宣言」のもと、多様な能力や価値観を新たな挑戦や成長につなぐため、性別や国籍、年齢等にこだわらず優秀な人財の雇用や管理職への登用を行うほか、誰もが力を存分に発揮できる公平な環境を作ることで、DEIを推進してまいります。

(ご参考) 9つの重要課題と関連するSDGs

 地球環境への 価値	森林経営による 「森」と「木」の価値向上	「森」を育てることで、「木」をはじめとする森林資源の価値を高め、引き出す	 
	「森」と「木」を活かした カーボンニュートラルの実現	自らの二酸化炭素の排出を削減するとともに、炭素を吸収・固定した「木」を届けること、また低炭素・脱炭素商品・サービスを提供することによって、社会の脱炭素化に貢献する	 
	「森」と「木」を活かした サーキュラー バイオエコノミーの実現	自然のエコシステムで再生可能な「木」という「森林」由来の素材の強みを活かしながら、あらゆる資源が循環する社会を実現する	  
 人と社会への 価値	広く社会に快適で めくもりある空間の提供	広く社会に対して、安心・安全で、快適さとめくもりのある空間を提供する	  
	事業を営む地域の人々の 暮らしの向上	事業によって雇用を生み出すとともに、コミュニティの発展に貢献する	  
	働く人が生き活きできる 環境づくり	サプライチェーンに関わるすべての人が、安全で健康に、そして生き活きと働ける場にする	  
 市場経済への 価値	「森」と「木」の 新たな市場の創出	「森」と「木」の活用を深化と拡大によって、新たな市場を創出し、経済を豊かにする	 
	DX・イノベーションによる 市場の変革	DX・イノベーションをはじめとする市場の変革を通じて、経済の効率性と付加価値を高める	
	強靱な事業体制の構築	不測の事態にも強い体制を築き、価値を提供し続けることで、経済の安定に寄与する	

当社グループは、以上の取り組みとともに、社会の変化を見据え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの声に耳を傾けながら、コーポレート・ガバナンスを充実させ、環境共生、お客様満足の上昇、人権・多様性尊重、リスク管理・法令遵守に関する取り組みを引き続き強化し、企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (2022/1~2022/12)	第84期 (2023/1~2023/12)	第85期 (2024/1~2024/12)	第86期 (2025/1~2025/12)
売 上 高 (百万円)	1,669,707	1,733,169	2,053,650	2,267,577
営 業 利 益 (百万円)	158,253	146,258	194,588	168,724
経 常 利 益 (百万円)	194,994	158,921	197,955	174,900
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	108,672	102,170	116,528	106,666
1株当たり当期純利益 (円)	181.27	168.00	189.80	174.13
総 資 産 額 (百万円)	1,537,598	1,824,727	2,267,488	2,572,032
純 資 産 額 (百万円)	682,554	826,462	1,023,963	1,136,786

- (注) 1. 1株当たり当期純利益の算定には期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）を用いています。
 2. 2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を実施いたしました。そのため、第83期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
 3. 第85期については、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の金額によっております。



(6) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、山林事業を礎に、主に以下の事業活動を国内外で行っています。

部 門	主 要 な 事 業 内 容
木 材 建 材 事 業	木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等
住 宅 事 業	戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、不動産の開発・賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負、都市緑化事業、CAD・敷地調査等
建 築 ・ 不 動 産 事 業	海外における、分譲住宅等の販売、戸建住宅の建築工事の請負、戸建住宅・集合住宅のトラス・パネル等の設計・製造・配送・施工、集合住宅・商業複合施設の開発、国内における中大規模建築工事の請負等
資 源 環 境 事 業	再生可能エネルギー事業、森林資源事業等
そ の 他 事 業	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営事業、保険代理店業、土木・建築工事の請負等

(7) 主要な事業所及び重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

①当社

本 社 東京都千代田区

支 店 等

部 門	事 業 所
木 材 建 材 事 業	東京営業部、大阪営業部、中部営業部（名古屋）、北海道、東北（仙台）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡） 他3営業所
住 宅 事 業	池袋、東京東、城南、東京中央、東京西、多摩、神奈川、横浜、横浜北、神奈川西、湘南、千葉、柏、成田、埼玉、埼玉東、埼玉西、群馬、宇都宮、水戸、つくば、甲府、信州、新潟、仙台、盛岡、山形、福島、札幌、大阪、大阪北、大阪南、京都、滋賀、和歌山、奈良、神戸、姫路、広島、福山、岡山、山口、松山、高松、福岡、西九州、大分、熊本、鹿児島、名古屋、名古屋中央、名古屋南、岡崎、豊橋、静岡、静岡東、浜松、三重、岐阜、北陸、富山、福井、首都圏フォレストメゾン、首都圏まちづくり、関西まちづくり 他21営業所

研究所等 筑波研究所、新居浜事業所（愛媛） 他5事業所

②重要な子会社

会社名	事業所		資本金	出資比率	主要な事業内容
住友林業フォレストサービス株式会社	本社	東京都新宿区	百万円 100	% 100.0	原木・チップ・木材製品の仕入・販売
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	本社	東京都新宿区	75	100.0	「住友林業の家」の建築工事の請負
住友林業ホームテック株式会社	本社	東京都千代田区	100	100.0	戸建住宅・集合住宅等のリフォーム、 「住友林業の家」のアフターメンテナンス
住友林業レジデンシャル株式会社	本社	東京都新宿区	150	100.0	賃貸住宅等の管理・運営
Henley Arch Unit Trust	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 42,315	69.3 (69.3)	戸建住宅の建築工事の 請負、分譲住宅の販売
Henley Arch Pty Ltd.			千豪ドル 10	69.3 (69.3)	
Met Group Holdings Pty Ltd	本社	豪州 ビクトリア州	千豪ドル 78,664	51.0 (45.9)	戸建住宅の建築工事の請負
Scott Park Group Pty Ltd.	本社	豪州 西オーストラリア州	千豪ドル 2,582	51.0 (51.0)	戸建住宅の建築工事の請負
Bloomfield Homes, L.P.	本社	米国 テキサス州	—	65.0 (65.0)	分譲住宅の販売
Crescent Communities, LLC	本社	米国 ノースカロライナ州	千米ドル 225,414	100.0 (100.0)	集合住宅・商業複合施設の開発
DRB Enterprises, LLC	本社	米国 メリーランド州	千米ドル 380,573	94.2 (94.2)	分譲住宅の販売
Edge Utah HoldCo, LLC	本社	米国 ユタ州	千米ドル 27,525	80.0 (80.0)	分譲住宅の販売
SFA JPI Top Holdings, LLC	本社	米国 テキサス州	千米ドル 176,952	90.0 (90.0)	集合住宅の開発
MainVue Homes LLC	本社	米国 ワシントン州	千米ドル 21,224	63.2 (63.2)	分譲住宅の販売
Mark III Properties, LLC	本社	米国 サウスカロライナ州	千米ドル 295	65.0 (65.0)	分譲住宅用の土地開発

- (注) 1. 出資比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。
2. 出資比率欄 () 内の数字は、間接出資の割合を記載しています。
3. Henley Arch Unit Trust及びHenley Arch Pty Ltd.の2社は、オーストラリア法上、一体で事業を行っています。
4. Bloomfield Homes, L.P.は、米国法上のLimited Partnershipであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載していません。
5. Brightland Homes, Ltd. (現 DRB Group Texas, LLC) は、当期より重要な子会社から除外しました。

(8) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
木 材 建 材 事 業	6,865 名	△318 名
住 宅 事 業	10,138	418
建 築 ・ 不 動 産 事 業	7,320	578
資 源 環 境 事 業	1,540	159
そ の 他 事 業	1,308	△9
全 社 (共 通)	442	44
合 計	27,613	872

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。
2. 全社（共通）の従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の所属人数の合計を記載しています。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5,581 名	240 名	44.1 歳	16.0 年

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、契約社員及び嘱託社員を含む）であり、臨時従業員数（アルバイト及び派遣社員等）は含んでいません。

(9) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	79,879 百万円
三井住友信託銀行株式会社	41,058
株式会社みずほ銀行	38,478
農林中央金庫	24,490
株式会社三菱UFJ銀行	24,330
株式会社千葉銀行	14,494
b1 BANK	13,080
株式会社伊予銀行	11,667
株式会社百十四銀行	11,198
株式会社常陽銀行	7,963

- (注) 1. 上記の借入額には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、Fifth Third Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン156,454百万円、株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケートローン81,391百万円、Wells Fargo Bank, National Associationを幹事とするシンジケートローン28,278百万円、Third Coast Bank, a Texas state bankを幹事とするシンジケートローン28,080百万円及び三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローン14,000百万円があります。
3. 外貨での借入れは、集計時の換算レートにより邦貨換算しています。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 618,555,804株 (自己株式 875,836株を含む)

(注) 発行済株式の総数は、以下の事由により増加しました。

- ①業績連動型株式報酬としての普通株式の発行により2,700株 (株式分割前)
- ②業績連動型譲渡制限付株式報酬としての普通株式の発行により100,400株 (株式分割前)
- ③株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の行使により14,800株 (株式分割前)
- ④2025年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施したことにより、412,370,536株

- (3) 株主数 120,354名 (前期末比 51,839名増)

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	85,474 千株	13.8 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	44,896	7.2
住友金属鉱山株式会社	30,330	4.9
株式会社伊予銀行	17,548	2.8
株式会社熊谷組	15,592	2.5
住友商事株式会社	13,149	2.1
住友生命保険相互会社	12,681	2.0
株式会社百十四銀行	12,593	2.0
住友林業グループ社員持株会	9,504	1.5
野村信託銀行株式会社 (投信口)	8,142	1.3

(注) 1. 持株数及び持株比率については、表示単位未満を切り捨てて記載しています。

2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて算出しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役6名に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬としての普通株式51,400株を交付しました。なお、社外取締役及び監査役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役会長	市 川 晃	住友化学株式会社 社外取締役、 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役
※取締役社長(執行役員社長)	光 吉 敏 郎	
※取 締 役(執行役員副社長)	川 田 辰 己	コーポレート本部長、生活サービス本部 管掌
取 締 役(専務執行役員)	川 村 篤	建築・不動産事業本部長、木材建材事業本部 管掌
取 締 役(常務執行役員)	高 橋 郁 郎	住宅事業本部長
取 締 役(常務執行役員)	大 谷 信 之	コーポレート本部副本部長 (経営企画・財務 統括)、 同本部経営企画部長、資源環境事業本部 管掌
取 締 役	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役、 株式会社みずほ銀行 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	豊 田 祐 子	弁護士
取 締 役	岩 本 敏 男	株式会社大和証券グループ本社 社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役
取 締 役	助 野 健 児	富士フィルムホールディングス株式会社 取締役会長、 富士フィルム株式会社 取締役会長、 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役
*監 査 役	角 元 俊 雄	
*監 査 役	羽 田 一 成	
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役、 Rapidus株式会社 取締役
監 査 役	河 内 隆	一般財団法人地域創造 理事長、 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役、内閣官房参与

- (注) 1. ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。
 2. 取締役 栗原美津枝、豊田祐子、岩本敏男及び助野健児の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 3. 監査役 鐵 義正、松尾 眞及び河内 隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 4. 当社は、取締役 栗原美津枝、豊田祐子、岩本敏男及び助野健児の各氏並びに監査役 鐵 義正、松尾眞及び河内 隆の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
 5. 監査役 鐵 義正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 各社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

《ご参考》2026年1月1日現在の取締役、監査役及び執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
		2025年12月31日現在	2026年1月1日現在
※取締役会長	市 川 晃	住友化学株式会社 社外取締役、 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役	同左
※取締役社長 執行役員社長	光 吉 敏 郎	—	—
※取締役 執行役員副社長	川 田 辰 己	コーポレート本部長、 生活サービス本部 管掌	同左
取締役 専務執行役員	川 村 篤	建築・不動産事業本部長、 木材建材事業本部 管掌	不動産事業本部長、 木材建材事業本部・海外住宅事業本部 管掌
取締役 常務執行役員	大 谷 信 之	コーポレート本部副本部長（経営企画・財務 統括）、 同本部経営企画部長、 資源環境事業本部 管掌	コーポレート本部副本部長（経営企画・財務 統括）、 資源環境事業本部 管掌
取締 役員 執行 役員	高 橋 郁 郎	住宅事業本部長	社長付（技術・品質・安全 担当）、 住宅事業本部 管掌
取締 役員	栗 原 美津枝	株式会社価値総合研究所 代表取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役、 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）	株式会社価値総合研究所 取締役会長、 中部電力株式会社 社外取締役、 株式会社日本政策金融公庫 社外取締役、 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）
取締 役員	豊 田 祐 子	弁護士	同左
取締 役員	岩 本 敏 男	株式会社大和証券グループ本社 社外取締役、 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役	同左
取締 役員	助 野 健 児	富士フィルムホールディングス株式会社 取締役会長、 富士フィルム株式会社 取締役会長、 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 取締役、 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 社外取締役	同左
*監 査 役	角 元 俊 雄	—	—
*監 査 役	羽 田 一 成	—	—
監 査 役	鐵 義 正	公認会計士	同左
監 査 役	松 尾 眞	弁護士、大正製薬ホールディングス株式会社 社外取締役、 Rapidus株式会社 取締役	同左
監 査 役	河 内 隆	一般財団法人地域創造 理事長、 株式会社読売新聞東京本社 社外監査役、内閣官房参与	同左

(注) ※は代表取締役です。また、*は常勤の監査役です。

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況	
2026年1月1日現在		2025年12月31日現在	2026年1月1日現在
常務執行役員	乾 憲 司	住宅事業本部副本部長 (住宅企画・グループオーナー推進・ イノベーション推進 統括)、 同本部住宅企画部長	住宅事業本部長
常務執行役員	桧 垣 隆 久	コーナン建設株式会社 取締役副社長、 大阪本社 (BCM) 担当	同左
常務執行役員	田 中 耕 治	生活サービス本部長	同左
常務執行役員	岩 崎 淳	建築・不動産事業本部副本部長 (北米事業 統括)、 Sumitomo Forestry America, Inc. 取締役社長、 同社住宅事業部長	海外住宅事業本部長
常務執行役員	細 谷 洋 一	木材建材事業本部長	同左
常務執行役員	堀 田 一 隆	資源環境事業本部長	資源環境事業本部長、 同本部森林アセット事業部長
執行役員	西 川 政 伸	資源環境事業本部 (ジャカルタ駐在)、 株式会社NeXT FOREST 取締役社長、 PT.Sumitomo Forestry Indonesia 取締役	PT.Sumitomo Forestry Indonesia 取締役社長、 株式会社NeXT FOREST 取締役社長、 PT. Bina Ovivipari Semesta 取締役社長
執行役員	西 周 純 子	コーポレート本部法務部長	コーポレート本部長付
執行役員	神 谷 豊	住友林業ホームエンジニアリング株式会社 取締役社長	同左
執行役員	戸 崎 富 雄	コーポレート本部ITソリューション部長	同左
執行役員	飯 塚 優 子	コーポレート本部副本部長 (サステナビリティ推進・ 品質・安全マネジメント 統括)、 同本部サステナビリティ推進部長	コーポレート本部副本部長 (サステナビリティ推進・ 品質・安全マネジメント 統括)
執行役員	間 庭 和 夫	コーポレート本部人事部長	同左
執行役員	櫻 井 清 史	住宅事業本部副本部長 (アセットソリューション・まちづくり事業 担当)、 住友林業ホームサービス株式会社 取締役社長	住友林業ホームサービス株式会社 取締役社長、 不動産事業本部副本部長、 同本部国内不動産開発部長
執行役員	坂 牧 俊 哉	中大規模木造推進部長、 コーポレート本部筑波研究所 副所長	同左
執行役員	安 井 悦 也	木材建材事業本部副本部長 (製造事業 統括)、 同本部製造事業部長	同左

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
山下 泉	2025年3月28日	任期満了	取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者は、当社（当社子会社を含む）の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者の保険料負担はありません。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者の犯罪行為若しくは法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象外としています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、指名・報酬諮問委員会における議論及びその意見を踏まえ、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要及び業績連動報酬の算定方法

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、以下の方針に基づき制度設計しています。

ア. 短期業績だけでなく、中長期的な業績・企業価値向上と連動性の高い制度とします。

イ. ESGと一体化した経営を推進する中で、新たに創出・提供する価値と連動した制度とします。

- ウ. 当社の株主価値との連動を意識した制度とします。
- エ. 長期ビジョン達成に必要な人財を確保・維持できる報酬水準とします。
- オ. 報酬決定プロセスにおける、透明性・客観性を担保する制度とします。

(b) 報酬水準

役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、同規模企業群の中上位水準を志向して設定します。また、外部環境の変化等に応じて適宜見直しを行います。

(c) 報酬構成

当社の取締役の報酬等は、①責任と役割に応じた固定報酬、②短期インセンティブとしての年次業績連動賞与、及び③中長期インセンティブとしての業績連動型譲渡制限付株式報酬の3種類の報酬構成とします。これにより、短期及び中長期の視点による経営への取り組みを促し、その成果に対して適切に報いることができる仕組みとしています。なお、独立した立場で経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にない社外取締役の報酬構成については、固定報酬のみとしています。

それぞれの報酬の種類の具体的な内容の概要については、以下の表のとおりです。

報酬の種類	概要
固定報酬	<ul style="list-style-type: none"> ①当社は取締役の役位別に、その責任と役割に応じて固定報酬の額を決定します。固定報酬は例月報酬とし、毎月一定日に固定金額を定めて現金支給します。 ②社外取締役の報酬は、固定報酬としての例月報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定します。
年次業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> ①年次業績連動賞与の支給額は、役位別に定める標準賞与額に、各事業年度の基準利益（対象となる決算期における連結経常利益から退職給付会計に係る数理計算上の差異、及び非支配株主に帰属する当期純利益を除いた額）に比例して変動する支給率（下限0%～上限180%）を乗じて算出した金額を前提とし、総合的に判断して決定します。 ②当社は、退職給付会計に係る数理計算上の差異について単年度で一括して償却する方式を採用しているため、期末の株価変動、金利情勢等により当該数理計算上の差異が大きく変動した場合、業績に与える影響が大きいという特徴があります。そのため、退職給付会計に係る数理計算上の差異を除いた連結経常利益を、基準利益算定に際して用います。 ③年次業績連動賞与の各対象取締役に対する支給については、社外取締役が委員長を務め、社外役員が構成員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

報酬の種類	概	要
業績連動型譲渡制限付株式報酬	<p>①業績連動型譲渡制限付株式報酬は、各中期経営計画の期間中（3年間）の業績を支給水準に反映させる仕組みとしており、役位別に定める所定の標準株式報酬額が、対象期間中における、(ア) TOPIX対比の当社株式時価総額成長率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の1/3）と、(イ) SBT (Science Based Targets) に基づく温室効果ガス排出削減目標の達成率に連動する部分（役位別標準株式報酬額の2/3）とで構成されます。</p> <p>業績連動型譲渡制限付株式報酬は、中長期的な株主価値向上を重視した経営を推進するため、中期経営計画期間中の企業価値向上に対するインセンティブとして、3年間の中期経営計画最終事業年度終了後に、対象取締役に対して、中期経営計画の達成状況に応じた譲渡制限付株式を付与する制度です。なお、中期経営計画「Mission TREEING 2030 Phase 2」における対象期間は、2025年1月1日から2027年12月31日までの3年間（以下「対象期間」といいます。）となります。</p> <p>業績連動型譲渡制限付株式報酬は、2つの指標を用いて支給額を算定する仕組みとしており、その算定式は以下のとおりです。</p> <p>(ア) 株式時価総額成長率連動報酬 当社の株式時価総額成長率とTOPIX成長率を比較し、株式市場における当社の相対的な評価を客観的に測り、報酬に反映することを目的としています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の1/3に相当する金額 × 支給率（中期経営計画期間中の当社株式時価総額成長率/同期間中のTOPIX成長率）（※） ※支給率は下限0%～上限140%とします。</p> <p>(イ) サステナビリティ指標達成率連動報酬 支給率上限を100%に設定することで、当社がSBT (Science Based Targets ※1) に基づき定めた温室効果ガス排出削減目標（※2）が達成できなかった場合は、標準株式報酬額から目標達成状況に応じて支給される報酬額が減額される設計としており、目標達成に向けて、強いインセンティブが働く仕組みとしています。 <算定式> 役位別標準株式報酬額の2/3に相当する金額 × 支給率（SBTに基づく温室効果ガス排出削減中期経営計画目標の達成率）（※3）</p> <p>※1 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択され、2016年に発効したパリ協定（世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のことです。 ※2 対象期間の温室効果ガス排出削減目標（Scope 1 + 2）は、当社の2021年度との比較で△31.4%と定めています。 ※3 支給率は下限0%～上限100%とします。</p> <p>②各対象取締役への株式報酬額は、対象期間終了後に、各評価指標実績値を基に対象期間中の株式報酬累計額を算出し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会において決定します。</p>	

(d) 報酬構成割合

取締役の固定報酬と変動報酬の構成割合は、基準利益が1,500億円の場合に、固定：変動＝60：40となるよう制度設計しています。具体的には、固定報酬60%、年次業績連動賞与（変動）25%、業績連動型譲渡制限付株式報酬（変動）15%となります。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。

(e) 報酬ガバナンス

取締役の個人別の報酬額等役員報酬に関する事項は、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員（社外取締役4名、社外監査役3名）で構成する指名・報酬諮問委員会（委員総数9名）の意見を踏まえ、取締役会で決定します。

(f) 報酬の没収等

対象取締役による非違行為等が取締役会で確認された場合、業績連動型譲渡制限付株式報酬の支給制限又は返還を求めることができます。

c. 当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、委員長を社外取締役が務め、委員の過半数を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会において議論し、同委員会の意見を踏まえて取締役会において決定されており、その決定の客観性及び透明性が確保されていることから、取締役会は上記の決定方針に沿うものであると判断しています。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額（固定報酬及び年次業績連動賞与の合計額）は、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会において年額6億7,000万円以内（うち社外取締役は年額8,000万円以内）とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち社外取締役4名）です。

取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、1事業年度当たり1億円を上限とする旨、また、対象の取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度当たり10万株以内（2025年7月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）に伴い、1事業年度当たり30万株以内）とする旨について、2022年3月29日開催の第82期定時株主総会において決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

監査役の例月報酬の限度額は、2024年3月28日開催の第84期定時株主総会において、月額900万円以内とする旨決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、5名（うち社外監査役3名）です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額				対象となる 役員の員数
	例月報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (業績連動型譲渡 制限付株式報酬)	報酬等の総額	
取締役 (社外取締役を除く)	313 百万円	129 百万円	80 百万円	522 百万円	6 名
監査役 (社外監査役を除く)	54	—	—	54	2
社外取締役	59	—	—	59	5
社外監査役	43	—	—	43	3

- (注) 1. 上記には、2025年3月28日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでいます。
2. 業績連動報酬である賞与の算定の基礎として選定した業績指標は、基準利益であり（基準利益については本書53頁に記載）、当事業年度におけるその実績値は1,406億円です。
3. 上記の非金銭報酬の金額は、3年間の評価期間後に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額である61百万円を含む、当事業年度の費用計上額を記載しています。なお、非金銭報酬である業績連動型譲渡制限付株式報酬については本書54頁に記載のとおりです。

(6) 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 栗原 美津枝	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営、財務及び産業政策等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 豊田 祐子	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業法務全般に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 岩本 敏男	当期開催の取締役会15回全てに出席し、企業経営及びIT・DX等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
取締役 助野 健児	2025年3月28日の就任以降、当期開催の取締役会12回全てに出席し、企業経営及び財務会計等に関する経験及び見識に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。これらの活動等を通じ、経営の監督機能の強化に寄与しています。
監査役 鐵 義正	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、主に会計の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。
監査役 松尾 眞	当期開催の取締役会15回のうち14回に、また監査役会14回全てに出席し、主に法律の専門家としての見地から、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。
監査役 河内 隆	当期開催の取締役会15回全てに、また監査役会14回全てに出席し、地方自治体や中央官庁における豊富な行政経験に基づき、適宜発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当該委員会において、取締役・監査役候補者の選任、取締役の報酬等に関する事項について適宜発言を行っています。

(以上の事業報告における記載数値は、注記がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入して)
表示しています。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	1,693,747	流動負債	729,620
現金及び預金	185,405	支払手形及び買掛金	87,380
受取手形及び売掛金	99,256	電子記録債務	45,456
電子記録債権	47,865	工事未払金	159,748
完成工事未収入金及び契約資産	94,535	短期借入金	140,788
商品及び製品	25,246	1年内償還予定の社債	20,047
仕掛品	2,838	リース債務	6,622
原材料及び貯蔵品	13,957	未払法人税等	10,846
未成工事支出金	22,663	契約負債	98,970
販売用不動産	227,668	賞与引当金	24,222
仕掛販売用不動産	756,634	役員賞与引当金	129
短期貸付金	38,367	完成工事補償引当金	15,824
未収入金	103,635	資産除去債務	414
その他	79,039	その他	119,175
貸倒引当金	△3,361		
固定資産	878,285	固定負債	705,626
有形固定資産	322,658	社債	50,284
建物及び構築物	92,803	長期借入金	532,159
機械装置及び運搬具	37,503	リース債務	19,565
土地	68,202	繰延税金負債	52,036
林木	44,575	役員退職慰労引当金	141
リース資産	22,929	退職給付に係る負債	9,446
建設仮勘定	46,644	従業員株式給付引当金	163
その他	10,002	資産除去債務	2,597
無形固定資産	76,121	その他	39,236
のれん	35,499		
その他	40,622	負債合計	1,435,246
投資その他の資産	479,506	(純資産の部)	
投資有価証券	377,339	株主資本	762,822
長期貸付金	37,548	資本金	55,332
退職給付に係る資産	17,629	資本剰余金	25,520
繰延税金資産	9,344	利益剰余金	688,527
その他	38,365	自己株式	△6,557
貸倒引当金	△719		
		その他の包括利益累計額	241,151
		その他有価証券評価差額金	55,824
		繰延ヘッジ損益	9,554
		為替換算調整勘定	175,710
		退職給付に係る調整累計額	63
		新株予約権	51
		非支配株主持分	132,762
		純資産合計	1,136,786
資産合計	2,572,032	負債純資産合計	2,572,032

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	2,267,577
売上原価	1,742,931
売上総利益	524,645
販売費及び一般管理費	355,921
営業利益	168,724
営業外収益	30,352
受取利息	4,954
仕入割引	475
受取配当金	2,834
持分法による投資利益	7,606
投資有価証券売却益	4,596
その他	9,887
営業外費用	24,176
支払利息	13,188
為替差損	52
その他	10,936
経常利益	174,900
特別利益	5,328
条件付取得対価に係る公正価値の変動額	5,328
税金等調整前当期純利益	180,228
法人税、住民税及び事業税	39,362
法人税等調整額	2,548
当期純利益	138,318
非支配株主に帰属する当期純利益	31,652
親会社株主に帰属する当期純利益	106,666

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	472,657	流動負債	431,174
現金及び預金	79,794	電子記録債務	41,809
受取手形	2,058	買掛金	69,625
電子記録債権	42,335	工事未払金	115,840
売掛金	74,618	1年内償還予定の社債	20,000
完成工事未収入金及び契約資産	58,800	1年内返済予定の長期借入金	26,241
商品及び製品	15,474	リース債務	705
未成工事支出金	11,171	未払金	10,855
販売用不動産	26,815	未払法人税等	1,684
仕掛販売用不動産	21,837	未払消費税等	1,643
前渡金	3,079	未払費用	1,889
前払費用	1,890	契約負債	52,999
短期貸付金	31,956	預り金	73,720
関係会社短期貸付金	15,576	前受収益	320
未収入金	87,997	賞与引当金	9,180
その他	183	役員賞与引当金	129
貸倒引当金	△927	完成工事補償引当金	3,986
		資産除去債務	414
		その他	134
固定資産	646,462		
有形固定資産	42,759	固定負債	305,840
建物	15,461	社債	50,000
構築物	1,264	長期借入金	211,230
機械及び装置	630	預り保証金	5,003
車両運搬具	2	リース債務	5,002
工具、器具及び備品	1,196	繰延税金負債	27,491
土地	9,321	従業員株式給付引当金	163
林木	9,067	関係会社事業損失引当金	3,790
リース資産	5,238	資産除去債務	2,188
建設仮勘定	581	その他	973
無形固定資産	11,861	負債合計	737,014
電話加入権	173	(純資産の部)	
林道利用権	46	株主資本	320,131
施設利用権	3	資本金	55,332
工業所有権	6	資本剰余金	54,532
ソフトウェア	11,624	資本準備金	54,273
リース資産	8	その他資本剰余金	259
投資その他の資産	591,842	利益剰余金	214,570
投資有価証券	105,574	利益準備金	2,857
関係会社株式	429,632	その他利益剰余金	211,713
関係会社出資金	6,684	圧縮記帳積立金	1,693
長期貸付金	176	別途積立金	131,456
従業員長期貸付金	82	繰越利益剰余金	78,563
関係会社長期貸付金	24,162	自己株式	△4,303
破産更生債権等	431		
長期前払費用	3,125	評価・換算差額等	61,924
前払年金費用	14,640	その他有価証券評価差額金	55,990
その他	15,612	繰延ヘッジ損益	5,934
貸倒引当金	△8,276		
		新株予約権	51
資産合計	1,119,119	純資産合計	382,106
		負債純資産合計	1,119,119

損益計算書 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	552,674
商品売上高	144,101
完成工事高	408,572
売上原価	430,900
商品売上原価	121,976
完成工事原価	308,924
売上総利益	121,774
販売費及び一般管理費	107,684
営業利益	14,089
営業外収益	51,747
受取利息	529
有価証券利息	12
仕入割引	243
受取配当金	48,186
その他	2,777
営業外費用	4,525
支払利息	1,901
社債利息	311
解約手数料	402
その他	1,910
経常利益	61,312
税引前当期純利益	61,312
法人税、住民税及び事業税	3,335
法人税等調整額	1,445
当期純利益	56,531

(以上の連結計算書類及び計算書類における記載数値は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

住友林業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋木 夏生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 啓一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友林業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友林業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあり、

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

住友林業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋木 夏生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越智 啓一朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友林業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

住友林業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 角 元 俊 雄 ㊞

監査役(常勤) 羽 田 一 成 ㊞

監査役 鐵 義 正 ㊞

監査役 松 尾 眞 ㊞

監査役 河 内 隆 ㊞

※監査役 鐵 義正、松尾 眞及び河内 隆の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上



会場

経団連会館 2階国際会議場

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

交通機関のご案内

大手町駅

- 東京メトロ
 - 千代田線
 - 丸の内線
 - 半蔵門線
 - 東西線

- 都営地下鉄
 - 三田線

C2b出口直結

竹橋駅

- 東京メトロ
 - 東西線

4番出口より徒歩約4分

(お願い) 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

